

■□ 目次 □■

1. 【セミナー】初めて知的財産に関わる皆様へ！初心者向け制度説明会（6/4 無料ウェビナー）（特許庁）
2. 【補助金】令和8年度海外侵害対策支援事業（特許庁）
3. 【お知らせ】地域団体商標「東京洋傘」、「東京手彫り印章」が登録されました！（特許庁）
4. 【公募】[5/15×切間近！]スタートアップ向け知財アクセラレーション事業（IPAS）（INPIT）
5. 【補助金】令和8年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）のご案内（6/5×切）（静岡県産業振興財団）

-
1. 【セミナー】初めて知的財産に関わる皆様へ！初心者向け制度説明会（6/4 無料ウェビナー）（特許庁）
-

これから知的財産権を学びたい方、企業等において知財部門に新しく配属された方などの初心者を対象に、特許庁の産業財産権専門官が知的財産権制度の概要及び各種支援策等をわかりやすく説明します。

■開催日時：2026年6月4日（木）15：00～16：15

■形式：Microsoft Teams を用いたオンライン配信／無料

■申込×切：2026年6月2日（火）18：00

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/beginner_webinar.html

○お問い合わせ先

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）公報閲覧・相談部調整担当

電話：03-3581-1101 内線 2120 メール：jp-sd01@inpit.go.jp

-
2. 【公募】令和8年度海外侵害対策支援事業（特許庁）
-

海外において知的財産の侵害対策を講じる中小企業等に対して対策費用の 2/3 を助成します！

- ★海外で見つけた模倣品の対策を支援します（補助率 2/3 上限 400 万円）
- ★抜け駆け商標を取り消すための費用を支援します（補助率 2/3 上限 500 万円）
- ★海外で外国企業から警告を受けた場合の係争費用を支援します（補助率 2/3 上限 500 万円）

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

○具体的な申請に関するお問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）知的財産課 電話：03-3582-5198

3. 【お知らせ】地域団体商標「東京洋傘」、「東京手彫り印章」が登録されました！（特許庁）

このたび関東経済産業局管内で以下 2 の地域団体商標が登録されましたのでお知らせします！

■東京洋傘（とうきょうようがさ）商標登録第 7027928 号

権利者：東京都洋傘協同組合（東京都）

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/7027928.html>

■東京手彫り印章（とうきょうてぼりいんしょう）商標登録第 7029096 号

権利者：東京印章協同組合（東京都）

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/shoukai/ichiran/7029096.html>

○お問い合わせ先

特許庁審査業務部商標課地域ブランド推進室 電話：03-3581-1101 内線 2828

4. 【公募】[第 1 期締切間近！]スタートアップ向け知財アクセラレーション事業（IPAS）（5/15 〆切）（INPIT）

創業期のスタートアップを対象に、知財戦略プロデューサー（ビジネスメンター・知財メンター）のメンタリングチームが、スタートアップのビジネスに対応した適

切なビジネスモデルの構築と、ビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援します。

【IPAS 2026 年度第 1 期】

■対象：創業期スタートアップ

■支援期間：2026 年 8 月～2027 年 1 月（5 か月間・約 10 回程度のメンタリング）

■応募〆切：2026 年 5 月 15 日（金）17 時

※2026 年度第 2 期以降の公募スケジュール等はこちらからご確認ください。

<https://ipas-startups.inpit.go.jp/>

○お問い合わせ先

「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」事務局

（有限責任監査法人トーマツ内）

電話：03-6213-1251（代表）（平日 10：00～17：30）

メール：ipas-office@tohmatu.co.jp

5. 【補助金】令和 8 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）のご案内（6/5〆切）（静岡県産業振興財団）

静岡県内の中小企業等の戦略的な外国出願を促進するため、基礎となる出願と同内容の外国出願にかかる経費の一部を補助する事業を実施します。

■対象となる出願

特許、実用新案、意匠及び商標（抜け駆け対策商標を含む）の外国出願で、既に日本国特許庁に行っている出願と同一名義人、同一内容の外国出願

■対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人／国内代理人に要する経費、翻訳費 等

■補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内

■補助額

- ・ 1 企業に対する上限額：複数案件の場合 300 万円
- ・ 1 出願に対する上限額：特許 150 万円、実用新案・意匠・商標登録 60 万円、
抜け駆け対策商標 30 万円

■募集〆切：令和 8 年 6 月 5 日（金）17 時必着

※令和 8 年 5 月 29 日（金）までに必ず事前相談をお願いいたします。

<https://www.ric-shizuoka.or.jp/joho/gaikokushutsugan/>

